

三宅町移住定住促進事業補助金（住宅取得支援分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、三宅町内における中古住宅の新規購入を支援することにより、移住定住促進に資することを目的に、新規購入等の費用の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 住宅 自らの居住の用に供するために、申請者が町内において所有する一戸建て住宅であり、玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいう。
- （2） 新規購入 本町の区域内に所在する中古住宅を購入することをいう。
- （3） 修繕・増改築 本町の区域内に所在する住宅について、自己の居住の目的で、部屋、便所、浴室、台所、外壁、屋根等を修繕又は、増改築することをいう。
- （4） 併用住宅 居住部分と商業等のための業務部分とが併存している住宅をいう。
- （5） 同居 同一の住宅に住所を有することをいう。
- （6） 世帯員等 三宅町移住定住促進事業補助金（住宅取得支援分）交付請求書の提出時点において、申請者と同一の世帯員となる者全員（予定含む。）及びその提出時点において対象となる住宅に同居する者（世帯分離している者を含む。）をいう。
- （7） 町税等 町税その他町の債権に係る徴収金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- （1） 自ら居住するために町内に当該住宅を新規購入した登記簿上の所有者（新規購入する以前から登記簿上の所在地に居住している者は除く。）
- （2） 補助金の申請日において当該住宅の所在地が住民基本台帳に登録されている住所となっている者
- （3） 申請日から5年以上、三宅町に継続して居住する意思を有している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（世帯員等を含む。）は補助対象者としない。

- （1） 過去に三宅町UIターン促進事業等本町から移住定住に関する補助金（三宅町移住定住促進事業補助金（結婚新生活支援分）を除く。）を受けたことがある者
- （2） 町税等（転入した場合にあっては、転入前の市区町村税等を含む。）の滞納がある者
- （3） 国及び地方公共団体等が実施する事業において移転補償を受けている者
- （4） 生活保護を受給している者
- （5） 下記アからカに規定する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。）に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

イ 暴力団員である者

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え
る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（6） その他町長が補助金の対象として不適当と認める者

（対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用であり、次に規定する要件の全てを満たすものとする。ただし、建物の登記が共有名義の場合、当該費用に申請者の持分割合を乗じて得た額とするが、世帯員等の持分は申請者の持分とみなす。

（1） 住宅の取得に要した費用

ア 中古住宅の新規購入に要した費用

イ 中古住宅の修繕・増改築に要した費用（ただし、中古住宅を新規購入した場合に限る。）

2 次の各号のいずれかに該当する費用は、対象経費としない。

（1） 土地の取得に要した費用

（2） 宅地の造成に要した費用

（3） 建物の解体及び取壊しに要した費用

（4） 家具又は、電化製品等機械器具の購入、設置等に要した費用

（5） 物置、車庫等居住の用に供さない建築物の設置等に要した費用

（6） 住宅の新規購入を伴わない修繕・増改築に要した費用

（7） 登記費用、その他事務手続きに要する費用

（8） 上下水道の加入負担金

（9） 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅の取得に要した費用

（10） 店舗、事務所などの収益を得るための建造物の取得に要した費用

（11） 併用住宅における居住用の個人住宅部分以外の取得に要した費用

（12） 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる住宅の取得に要した費用

（13） 災害等による保険給付金の対象となる住宅の取得に要した費用

（14） 本人または世帯員等が自ら施工する（本人または世帯員等に属するものが代表となる法人事業者が施工するものも含む。）工事に係る費用

（15） 3親等以内の親族が所有していた中古住宅の購入に係る費用

（16） 他の補助制度を利用する工事で、当該補助事業と重複計上となる費用

(17) その他補助金を交付するにあたって町長が不適当と認めるものに係る費用
(補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において第4条に規定する住宅の取得に要した費用の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、50万円を上限とする。

2 前項により算出した額の合計と対象経費から300万円を差し引いた額とを比べて、いずれか低い方の額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三宅町移住定住促進事業補助金(住宅取得支援分)交付申請書(様式第1号)に次の各号に挙げる書類又はその写しを添えて、令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間に、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本の写し(続柄の記載のあるもの)

(2) 納税証明書(未納がない証明でも可、申請者及び世帯員(満18歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えるまでの子は除く)等全員)

(3) 新規購入・改修に関する工事内容等がわかる書類(①契約書、②見積書、③対象経費の明細が分かる内訳書、④設計図面(平面図、配置図)⑤工事箇所の現況写真(中古住宅の修繕・増改築の場合のみ))

(4) 領収書等の写し(対象経費の支払金額および支払日の確認ができるもの)

(5) 対象住宅の登記事項証明書(登記簿・写し)

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、三宅町移住定住促進事業補助金(住宅取得支援分)交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び取下げ)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、同条第1項の申請内容に変更が生じるときは速やかに、三宅町移住定住促進事業補助金(住宅取得支援分)変更交付申請書(様式第3号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、三宅町移住定住促進事業補助金(住宅取得支援分)変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 申請者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに三宅町移住定住促進事業補助金(住宅取得支援分)交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を三宅町移住定住促進事業補助金（住宅取得支援分）取消通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、期限を定めて三宅町移住定住促進事業補助金（住宅取得支援分）返還命令書（様式第7号）により補助金の全額または半額の返還を命じるものとする。ただし、倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三宅町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 申請日から3年未満に三宅町から転出した場合
- ウ 申請日から3年未満に補助の交付を受けた住宅を取り壊し、貸与、又は売却した場合若しくは住宅の登記名義に変更があった場合

(2) 半額の返還

- ア 申請日から3年以上5年以内に三宅町から転出した場合
- イ 申請日から3年以上5年以内に補助の交付を受けた住宅を取り壊し、貸与、又は売却した場合若しくは住宅の登記名義に変更があった場合

（遅延利息）

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

（報告等）

第12条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（申請の特例）

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす対象経費を支払った場合においても、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす対象経費を支払った場合においても、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす対象経費を支払った場合においても、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす対象経費を支払った場合においても、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日前に補助対象者が、この要綱に定める要件を満たす対象経費を支払った場合においても、第6条第1項の規定に基づく補助金の交付申請を行うことができるものとする。